

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市左京区花脊別所町 3 4 2 番地の 1 地先他		
路線名又は河川名等	一般国道 4 7 7 号他		
委託業務名	道路台帳補正に伴う測量業務委託		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年12月18日まで		
事業課(所)名	道路明示課	単 価 使 用 年 月	令和 年 月
業務番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月
前 払 金 支 出		単 価 地 区	

京都市 建設局

チェック欄	

委 託 概 要

道路台帳補正				式	1
現地測量	式	1	道路台帳平面図補正	km	18.91
道路台帳調書補正	km	18.91	認定路線図点検	件	90
既成図数値化	枚	138			

委 託 理 由

本業務は、道路の認定、廃止及び区域変更を行った箇所並びに道路工事により道路形状を変更した箇所について、道路法第28条に基づき、道路台帳及び同平面図等の補正作業を委託するものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覽）

単価使用年月	2025年6月
歩掛適用年月	2025年6月
基準適用年月	2025年6月
単価地区	2601: I 地区

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
現地測量	現地測量	TS地形測量	S=1/500, 地域:市街地 甲, 地形:平地		km	1,751,000		うち直接人件費：¥1,532,250
現地測量	現地測量	TS地形測量	S=1/500, 地域:都市近 郊, 地形:平地		km	1,354,000		うち直接人件費：¥1,184,940
現地測量	現地測量	平板オフセット測量	S=1/500, 地域:市街地 甲, 地形:平地		km	905,300		うち直接人件費：¥858,060
現地測量	現地測量	平板オフセット測量	S=1/500, 地域:都市近 郊, 地形:平地		km	819,100		うち直接人件費：¥776,340
現地測量	現地測量	平板オフセット測量	S=1/500, 地域:森林, 地 形:丘陵地		km	754,400		うち直接人件費：¥715,050
現地測量	現地測量	平板オフセット測量	S=1/1000, 地域:森林, 地形:丘陵地		km	754,400		うち直接人件費：¥715,050
現地測量	現地測量	オフセット測量	S=1/500, 地域:市街地 甲, 地形:平地		km	478,900		うち直接人件費：¥459,675
現地測量	現地測量	オフセット測量	S=1/500, 地域:都市近 郊, 地形:平地		km	351,200		うち直接人件費：¥337,095
現地測量	現地測量	オフセット測量	S=1/500, 地域:森林, 地 形:丘陵地		km	319,300		うち直接人件費：¥306,450
現地測量	現地測量	オフセット測量	S=1/1000, 地域:森林, 地形:丘陵地		km	319,300		うち直接人件費：¥306,450
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	計画準備	新規認定, 区域変更, 区 域内工事等		km	29,770		うち直接人件費：¥28,770
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	計画準備	廃止		km	10,820		うち直接人件費：¥10,460
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	現地調査	地域区分:市街地甲, 地 形:平地		km	84,890		うち直接人件費：¥80,700
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	現地調査	地域区分:都市近郊, 地 形:平地		km	56,590		うち直接人件費：¥53,800
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	現地調査	地域区分:森林, 地形: 丘陵地		km	63,670		うち直接人件費：¥60,525
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	数値編集	新規認定, 区域変更, 区 域内工事等		km	45,270		うち直接人件費：¥41,100
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	数値編集	廃止		km	31,690		うち直接人件費：¥28,770
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	道路台帳平面図補正	新規認定, 区域変更, 区 域内工事等		km	140,000		うち直接人件費：¥128,900
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	道路台帳平面図補正	廃止		km	117,700		うち直接人件費：¥108,350
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	道路台帳平面図補正	京北地域:S=1/1000		km	140,000		うち直接人件費：¥128,900
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	道路台帳平面図修正			箇所	14,190		うち直接人件費：¥13,450
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	道路台帳平面図出力	紙図面:S=1/1000		枚	5,855		うち直接人件費：¥5,417
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	整飾編集			枚	1,137		うち直接人件費：¥1,078
道路台帳補正	道路台帳平面図補正	補正更新箇所所表示図作 成			km	36,740		うち直接人件費：¥34,505
道路台帳補正	道路台帳調書補正	計画準備			km	8,507		うち直接人件費：¥8,220
道路台帳補正	道路台帳調書補正	測定基図作成			km	46,790		うち直接人件費：¥45,210
道路台帳補正	道路台帳調書補正	更新用データ入力及び点 検			km	36,350		うち直接人件費：¥35,130
道路台帳補正	道路台帳調書補正	道路台帳調書作成	道路台帳(鏡)のみ作成		路線	3,029		うち直接人件費：¥2,927
道路台帳補正	道路台帳調書補正	道路台帳調書修正	アスタリスクの追加・削除等 の軽微な修正		箇所	6,960		うち直接人件費：¥6,725
道路台帳補正	道路台帳調書補正	道路現況表作成			業務	130,566		うち直接人件費：¥117,100
道路台帳補正	道路台帳調書補正	道路台帳調書出力			調書	9,089		うち直接人件費：¥7,802
道路台帳補正	道路台帳調書補正	図面・調書整理			業務	229,563		うち直接人件費：¥221,800
認定路線図等点検	認定路線図等点検	認定路線図点検			件	3,029		うち直接人件費：¥2,927
認定路線図等点検	認定路線図等点検	認定路線調書データ点検			件	935.1		うち直接人件費：¥903

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
既成図数値化	道路台帳平面図数値化 (レベル#500)0.01～ 0.02km2/枚	計画準備			枚	5,842		うち直接人件費：¥5,645
既成図数値化	道路台帳平面図数値化 (レベル#500)0.01～ 0.02km2/枚	計測用基図作成			枚	17,540		うち直接人件費：¥15,298
既成図数値化	道路台帳平面図数値化 (レベル#500)0.01～ 0.02km2/枚	計測			枚	57,790		うち直接人件費：¥49,644
既成図数値化	道路台帳平面図数値化 (レベル#500)0.01～ 0.02km2/枚	数値編集			枚	13,630		うち直接人件費：¥11,710
既成図数値化	道路台帳平面図数値化 (レベル#500)0.01～ 0.02km2/枚	数値地形図データファイル作成	データ出力含む		枚	22,110		うち直接人件費：¥19,000
既成図数値化	道路台帳平面図数値化 レベル#1000	既成図標定点観測			点	52,190		うち直接人件費：¥47,830
既成図数値化	道路台帳平面図数値化 レベル#1000	既成図数値化			km2	20,160,000		うち直接人件費：¥17,322,500
共通	全体計画準備	業務計画・作業準備			業務	577,840		うち直接人件費：¥558,300
直接経費	安全費	安全費			式	561,703		対象額:¥19,369,072 その他 2.9%
技術管理費	成果検定費等	成果検定費 既成図数値化 地図情報レベル#500	B地区:0.94km2		式	253,424		
技術管理費	成果検定費等	成果検定費 既成図数値化 地図情報レベル#500	C地区:1.82km2		式	392,392		

業務委託料内訳書

業務名	道路台帳補正に伴う測量業務委託				業 項	種 目	測量業務 地形測量
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
地形測量		式	1				
現地測量		式	1				
現地測量		式	1				
TS地形測量	S=1/500, 地域:市街地甲, 地形:平地	km	0.059				
TS地形測量	S=1/500, 地域:都市近郊, 地形:平地	km	6.303				
平板オフセット測量	S=1/500, 地域:市街地甲, 地形:平地	km	0.784				
平板オフセット測量	S=1/500, 地域:都市近郊, 地形:平地	km	4.078				
平板オフセット測量	S=1/500, 地域:森林, 地形:丘陵地	km	1.641				
平板オフセット測量	S=1/1000, 地域:森林, 地形:丘陵地	km	0.246				
オフセット測量	S=1/500, 地域:市街地甲, 地形:平地	km	0.752				
オフセット測量	S=1/500, 地域:都市近郊, 地形:平地	km	1.357				
オフセット測量	S=1/500, 地域:森林, 地形:丘陵地	km	0.368				
オフセット測量	S=1/1000, 地域:森林, 地形:丘陵地	km	0.011				

業務委託料内訳書

業務名	道路台帳補正に伴う測量業務委託				業 項	種 目	測量業務 道路台帳補正
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路台帳補正		式	1				
道路台帳補正		式	1				
道路台帳平面図補正		式	1				
計画準備	新規認定, 区域変更, 区域内工事等	km	17.8				
計画準備	廃止	km	1.11				
現地調査	地域区分：市街地甲、地形：平地	km	1.6				
現地調査	地域区分：都市近郊、地形：平地	km	11.74				
現地調査	地域区分：森林、地形：丘陵地	km	3.33				
数値編集	新規認定, 区域変更, 区域内工事等	km	17.8				
数値編集	廃止	km	1.11				
道路台帳平面図補正	新規認定, 区域変更, 区域内工事等	km	17.55				
道路台帳平面図補正	廃止	km	1.11				
道路台帳平面図補正	京北地域：S=1/1000	km	0.26				

業務委託料内訳書

業務名	道路台帳補正に伴う測量業務委託				業 項	種 目	測量業務 道路台帳補正
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路台帳平面図修正		箇所	2				
道路台帳平面図出力	紙図面:S=1/1000	枚	313				
整飾編集		枚	313				
補正更新箇所表示図作成		km	18.91				
道路台帳調書補正		式	1				
計画準備		km	18.91				
測定基図作成		km	18.91				
更新用データ入力及び点検		km	18.91				
道路台帳調書作成	道路台帳(鏡)のみ	路線	5				
道路台帳調書修正	アスファルトの追加・削除等の軽微な修正	箇所	1				
道路現況表作成		業務	1				内 1号
道路台帳調書出力		調書	22				
図面・調書整理		業務	1				内 2号

業務委託料内訳書

業務名	道路台帳補正に伴う測量業務委託					業 項	種 目	測量業務 道路台帳補正
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
認定路線図等点検			式	1				
認定路線図等点検			式	1				
認定路線図点検			件	90				
認定路線調査データ点検			件	193				
既成図数値化			式	1				
道路台帳平面図数値化		(レベル#500)0.01～0.02km2/枚	式	1				
計画準備			枚	138				
計測用基図作成			枚	138				
計測			枚	138				
数値編集			枚	138				
数値地形図データファイル作成		データ出力を含む	枚	138				
道路台帳平面図数値化		(レベル#1000)	式	1				
既成図標定点観測			点	63				

業務委託料内訳書

業務名	道路台帳補正に伴う測量業務委託					業 項 種 目	測量業務 道路台帳補正	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
既成図数値化			km2	0.023				
共通			式	1				
共通			式	1				
全体計画準備			式	1				
業務計画・作業準備			業務	1				内 3号
打合せ等			式	1				
打合せ		中間打合せ2回	業務	1				内 4号
直接経費			式	1				
直接経費			式	1				
安全費			式	1				
安全費			式	1				
電子成果品作成費			式	1				
電子成果品作成費(測量)			式	1				

業務委託料内訳書

業務名	道路台帳補正に伴う測量業務委託				業 項 種 目	測量業務 技術管理費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
技術管理費		式	1				
技術管理費		式	1				
成果検定費等		式	1				
成果検定費 既成図数値化 地図情報Ⅱ 500	B地区:0.94km ²	式	1				内 5号
成果検定費 既成図数値化 地図情報Ⅱ 500	C地区:1.82km ²	式	1				内 6号
成果検定費 修正Ⅱ 地図情報Ⅱ 500	A地区:0.30km ²	式	1				内 7号
成果検定費 修正Ⅱ 地図情報Ⅱ 500	B地区:0.93km ²	式	1				内 8号
成果検定費 修正Ⅱ 地図情報Ⅱ 500	C地区:0.29km ²	式	1				内 9号
直接測量費		式	1				
間接測量費		式	1				
諸経費		式	1				内 10号
測量業務価格		式	1				
消費税相当額		式	1				

業務委託料内訳書

[illegible]

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	道路現況表作成						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師補			人	2			
測量助手			人	1			
機械経費			式	1			
材料費			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	図面・調書整理						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量技師補			人	2			
測量助手			人	4			
機械経費			式	1			
材料費			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	業務計画・作業準備						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
測量主任技師			人	2			
測量技師			人	6			
測量技師補			人	3			
機械経費			式	1			
材料費			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	打合せ	中間打合せ2回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	成果検定費 既成図数値化 地図情報レベル500	B地区:0.94km2					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	既成図数値化(B地区)		km2	0.94			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	成果検定費 既成図数値化 地図情報レベル500	C地区:1.82km2					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	既成図数値化(C地区)		km2	1.82			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	成果検定費 修正Ⅱ 地図情報レベル500	A地区:0.30km2					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	数値地図(1/500修正Ⅱ)		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	成果検定費 修正Ⅱ 地図情報レベル500	B地区:0.93km2					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	数値地図(1/500修正Ⅱ)		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 9号	成果検定費 修正Ⅱ 地図情報レベル500	C地区:0.29km2					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	数値地図(1/500修正Ⅱ)		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 10号	諸経費						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費			式	1			
諸経费率			%				
諸経費			式	1			
調整額							
合計							

令和 7 年度

道路台帳補正に伴う測量業務委託

特 記 仕 様 書

京都市建設局土木管理部道路明示課

特 記 仕 様 書

委託業務名 道路台帳補正に伴う測量業務委託
履行箇所 一般国道 477号他
京都市左京区花脊別所町342番地の1地先他
履行期間 契約日の翌日から令和8年12月18日まで

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月改正、京都市）※」及び「京都市道路台帳作成要綱（案）」・「道路台帳補正作業要領」・「道路台帳平面図数値化要領」・「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」によらなければならない。

上記に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議を行い本市の指示に従うものとする。

また、本業務においては、国土地理院に公共測量に伴う手続きを行い、助言を得たうえで、「測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル（国土交通省国土地理院）」に準じて作業を行うこと。

※ 京都市建設局建設企画部監理検査課のホームページ参照

1 数量・履行期間・工程

本業務により得られた成果は、地方交付税の算定資料等として利用する、また翌年度の道路台帳補正業務の基礎資料にもなることから、原則として履行期間の延期は認めない。徹底した工程管理を行い業務を遂行すること。

特に、成果検定には最大で半年必要となる可能性があるため、履行期間末の5～6ヶ月前には、成果検定機関に図面を全て提出すること。

2 打合せについて

打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回行うものとする。ただし、発注者と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。

打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

3 検査

本業務のうち道路台帳補正業務については、外業・内業ともに成果品提出前には社内検査を実施し、その記録を提出すること。

また、道路台帳補正業務については令和7年度中に既済部分検査を受けることとし、

道路台帳平面図の修正完了時については各資料納品時に発注者の確認を受け、その際誤記等が判明した場合には、速やかに訂正すること。

なお、完了検査の結果により、必要のある場合は手直し修正指示を行うものとする。

成果品納入後であっても、受託者の責任に帰すべき不備が発見された場合は、速やかに修正作業を行うものとする。

4 質疑・応答

本業務に関して疑義が生じた場合は、独自で判断せず発注者と協議すること。

5 成果資料

令和6年度に実施した道路法手続きについて、補正・調整した道路台帳を道路施設現況調査の照会に利用するため、**下記調書については、令和8年10月上旬を目途に必ず先行提出すること。**

また、既済部分検査を受検するに当たって、令和7年度分の出来高成果品については令和7年度内にとりまとめ、提出すること。

先行提出が必要な道路台帳調書一覧	
④	構造物調書 橋調書
⑤	構造物調書 鉄道との交差調書
⑥	構造物調書 トンネル調書
⑦	道路施設現況調書 道路現況(総括)台帳
⑧	道路施設現況調書 道路現況(独立専用自歩道)台帳
⑨	道路施設現況調書 道路現況(部分自歩道)台帳
⑩	道路施設現況調書 橋梁現況台帳
⑪	道路施設現況調書 トンネル現況台帳
⑫	道路施設現況調書 踏切道現況台帳

6 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月改正、京都市）※」（以下「電子納品要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、電子納品要領に記載のない事項や疑義がある場合は、発注者と協議のうえ作成するものとする。

※ 京都市建設局建設企画部監理検査課のホームページ参照

7 債務負担行為に基づく複数年契約に係る特則

本業務は、債務負担行為に基づく複数年契約のため、業務委託契約書に定めるほか、以下によるものとする。

(1) 委託料の支払条件

各会計年度における委託料に対する支払限度額、出来高予定額の割合は下表のとおりとする。

年度	支払限度額	出来高予定額
令和 7 年度	27.0%	30.0%
令和 8 年度	73.0%	70.0%

(2) 前払金の支払条件

ア 本業務に係る前払金については、業務委託契約書（以下「契約書」という。）第40条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、契約書第40条及び41条中「委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

イ 前記アの場合において、前会計年度末における契約書第44条第3項第2号に規定する部分引渡に係る委託料（以下「引渡部分相当額」という。）が、前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、前記アの規定による読替え後の契約書第40条第1項の規定にかかわらず、受託者は、引渡部分相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで、当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

ウ 前記アの場合において、前会計年度末における引渡部分相当額が、前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の補償期限を延長するものとする。この場合においては契約書第41条第3項の規定を準用する。

エ 前払金は各会計年度の出来高予定額の30%以内とする。

(3) 部分引渡しに係る委託料の支払条件

本業務においては、契約書第44条第3項第2号の規定について、「(1-前払金の額/委託料)」とあるのは「(1-当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額)」と読み替えて当該規定を適用する。

8 公共測量実施計画書

測量業務着手前に、公共測量実施計画書を作成し、発注者に提出すること。

道路台帳補正作業要領

京都市建設局土木管理部道路明示課

道路台帳補正作業要領

第1章 総 則

1 目的

この要領は、京都市の管理する道路について道路法第28条、同法施行規則第4条の2及び道路施設現況調査要項並びに普通交付税に関する省令に基づく道路台帳平面図及び調書の補正作業について定めたものである。

2 作業概要

補正作業については道路の新規認定、廃止、区域変更、区域内工事等の原因による補正箇所、並びに発注者が指示する箇所について、本市貸与資料等を基に主として実測にて補正を行い、道路台帳平面図数値化及び各種調書の更新を行うものである。

第2章 貸与資料

1 貸与資料

下記の資料を貸与する。

- (1) 道路台帳補正指示資料（位置図、告示データ、道路区域決定図（または工事用図面）他）
- (2) 認定路線図点検指示書
- (3) 区域内工事補正指示資料（平面図、横断面図、構造図他）
- (4) 道路台帳平面図（電子データ（数値化済：dm 及び dwg 形式、未数値化：tif 形式））
- (5) 道路台帳調書（pdf 形式）
- (6) 京都市道路台帳作成要綱（案）第1章～第3章（平成6年3月）
- (7) 道路施設現況調査要項（国土交通省道路局企画課）
- (8) 道路台帳調書更新データファイルツール及びシステム操作説明書
- (9) 基準点網図及び測量成果（必要に応じて）
- (10) 京都市公共基準点成果（必要に応じて）
- (11) その他資料（必要に応じて）

第3章 道路台帳補正作業

1 全体計画準備

(1) 業務計画・作業準備

共通仕様書、特記仕様書等の内容を把握したうえで、要員、工程、使用する機器・機材等、作業実施に関して入念な業務計画及び作業準備を行い、「業務計画書」に取りまとめて発注者

へ提出すること。

2 現地測量

新規認定、区域変更、区域内工事等（廃止以外）の道路台帳補正箇所については、京都市公共基準点及び京都市4級基準点より世界測地系で座標値を取得し、反映することにより補正箇所の精度を高めるものとする。

京北地域等については地図情報レベル 1000、それ以外の地区については地図情報レベル 500 とする。なお、補正資料と現況が一致しない場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。

補正資料の図面と台帳平面図の数値に違いのないよう注意し、疑義が生じた時点で発注者に報告し、その指示に従うこと。

概ねその箇所の補正状況を踏まえた上で、次の（１）～（３）の各方法にて補正測量を行うものとする。

（１） T S 地形測量

補正範囲が比較的広く現況が大きく変化する場合または、精度的に平板オフセット法では測量が困難な場合は、京都市公共基準点を既知点として、TS あるいは GNSS 測量機器を用い補正測量を行う。なお、補正範囲が広域な場合には、必要に応じて4級基準点測量を実施すること。

（対象）・新規認定等

・道路改良工事（新設工事、両側拡幅等を伴う工事で道路形状の変化が大きい場合）

（２） 平板オフセット測量

主として補正箇所が部分的な場合は、現地での明瞭な地物（マンホール、基準点、その他）を利用して平板測量とオフセット測量を併用して現況補正測量を行う。

この時、道路台帳数値平面図で座標化が出来るように対象情報を取得するものとする。

（対象）・区域変更等

（３） オフセット測量

主として補正箇所が部分的で、補正内容が簡易なもの。

この時、道路台帳数値平面図で座標化が出来るように対象情報を取得するものとする。

（対象）区域内工事等

（４） 作業範囲

現況補正測量範囲は、補正路線の道路縁より 10m までを原則とするが、構囲などにより測量実施が困難な場合、あるいは測量実施に何らかの障害が発生した場合については、その都度発注者へ報告するとともに、その指示に従うこと。また、取付け道路（水路）についても、同様に 10m までを測量範囲とする。なお、京北地域の作業範囲については、既存図に準じるものとする。

（５） 補正数値化項目

道路台帳補正作業による数値化項目は、「京都市道路台帳平面図数値化要領」によるものとする。なお、本市が占有許可している企業者のマンホール、電柱等の位置、構造、種類等に変更があった場合は補正を行うものとする。

（６） 補正測量作業基準

補正測量（現況及び台帳）の基準については、本要領のほか下記によるものとする。

１）京都市公共測量作業規程（平成20年6月13日国国地第180号）

- 2) 測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル（国土交通省国土地理院）
- 3) 京都市道路台帳作成要綱（案）
- 4) 京都市道路台帳平面図数値化要領
- 5) 拡張デジタルマッピング実装規約(案)改訂版（国土交通省国土地理院）（平成 17 年 3 月）
- 6) 道路施設現況調査要項（国土交通省道路局企画課）

3 道路台帳平面図補正

(1) 計画準備

貸与された道路台帳補正資料を現地調査用に整理し、報告資料として、発注者が補正種別・番号をキーコードとした「補正路線調書」（Excel データ）及び補正予定箇所図と補正種別・番号を表記した「補正箇所図」を作成する。

(2) 現地調査

補正資料に基づき、道路台帳平面図、道路台帳調書を補正するために必要な事項（道路台帳要素等）について現地において調査する。

台帳補正の対象となった橋梁及びトンネルについては、「橋梁・トンネル変更箇所一覧表」にとりまとめること。

また、稀に橋りょう台帳の無い橋りょうが道路台帳補正の対象となる場合がある。この場合、現地実測に基づき道路台帳補正を行うこととし、本市が指定する橋りょう台帳に、実測寸法等を記載し、簡単な平面図、側面図等を作成したうえで納品すること。

(3) 数値編集

道路台帳補正に伴って、京北地域等については地図情報レベル 1000、それ以外の地区については地図情報レベル 500 にて道路台帳平面図の数値編集を行う。

(4) 道路台帳平面図補正

整備した道路台帳数値データより、道路台帳平面図のプロットファイルを作成、補正する。

なお、京北地域については、ハイブリッド方式にて編集済みの京北路線図を京都市道路台帳平面図の図郭に配置すること。

各手続きによる補正作業の注意事項は以下のとおりとする。

(a) 区域内工事による補正

道路法手続きを行わない区域内工事による補正を対象とする。区域内工事補正指示資料（平面図、横断面図、構造図他）により、道路台帳平面図上で補正箇所が判断しにくい場合は、本市の指示により決定するものとする。また、幅員及び各種新設道路構造物の寸法、形状等については、貸与資料を参考に現地にて判定するものとする。

(b) 新規認定、区域変更、改正告示等による補正

延長及び最大、最小幅員の数値を、告示書の数値に合わせて補正作業を行う（告示を伴わない場合、補正指示書のとおり補正作業を行う）。また、区間内の幅員は道路区域決定図の数値（cm 単位）に合わせて補正作業を行う。そのとき、台帳上必要であるが、道路区域決定図上で幅員が明記されていない箇所については、現地測定した幅員（cm 単位：二捨三入）により補正作業を行うものとする。この場合、現地測定した数値が道路区域決定図と不整合とならないよう注意すること。

(c) 廃止による補正（全線廃止、一部廃止）

道路台帳平面図と道路台帳補正資料（告示資料、道路区域決定図に廃止箇所を示した図面他）を基に、必要な場合を除いて、原則として現地調査を行わずに補正を行う。

(5) 道路台帳平面図修正

発注者の指示に基づき、路線名や図郭番号、町名等の記載内容について、修正を行う。

(6) 道路台帳平面図出力

本業務において補正を実施した道路台帳平面図データを基に、縮小版（1/1,000）の道路台帳平面図（紙ベース）を作成すること。また、縮小版（1/1,000）のPDFも提出すること。

(7) 整飾編集

京都市道路情報等提供システムで公開するために道路台帳平面図データ（地図情報レベル 500）の装飾部分を編集する。補正事項や補正業者、補正年月日等の消込作業や縮尺の記載を 1/1000 に変更する。

(8) 補正更新箇所表示図作成

道路台帳平面図上の補正対象区間を、補正前と補正後の状況が明らかとなるよう色分け（補正前：緑色、補正後：赤色）して着色し、補正箇所毎の新旧対照表を作成する。

なお、本資料は交付税検査時に活用するため、補正内容が容易に確認できるよう、箇所図の表に補正種別・番号等の情報を掲載し、表を向けて綴じること。路線名等が書いてあるシールをファイルに貼る必要はありません。

また、1 ページ目には目次として「補正路線調書」を添付することとし、本市が三角スケールで延長や幅員等をチェックできるよう縮尺を設定し、表記すること（ノンスケール不可）。

4 道路台帳調書補正

補正後の道路台帳調書については、幅員・延長・面積・最大及び最小幅員のデータに間違いがないよう十分に照査すること。

また、補正作業に伴い数値等に変更が生じる関係書類については、照合審査を行うこと。

(1) 計画準備

補正された道路台帳平面図を基に、道路台帳調書の補正が必要な箇所の整理を行う。

(2) 測定基図作成

京都市道路台帳作成要綱（案）P.148 第2章 「第5 測定基図及び区域図の作成」により、測定基図を作成する。

(3) 更新用データ入力及び点検

補正箇所の区間データ、漢字路線情報、構造物（橋りょう、トンネル、踏切）、索引簿データ等の道路台帳調書補正に関するデータについて、発注者が提供する新しく構築した道路台帳管理システムの入力フォーマット（図郭単位で入力可能な入力フォーマット）に直接入力すること。

入力作業にあたっては、発注者が提供する「道路台帳調書更新データファイルツール及びシステム操作説明書」を参照すること。

入力作業完了後は、本データを道路台帳管理システム保守契約業者（以下「保守契約業者」という。）に提出すること。

後日、保守契約業者より、エラー確認機能付きファイルを返却するので、入力データに誤りが

ないか点検を行うこと。

但し、その後の工程において正確な集計結果が得られないなどのエラーが生じた場合は、入力データの再点検を行い、正確な集計結果が得られるまで修正対応を行うこと。

(4) 道路台帳調書作成（道路台帳（鏡）のみ作成）

新規認定や区域決定の道路法手続きが完了した路線（供用開始されていない路線）を対象に道路台帳（鏡）を作成する。

(5) 道路台帳調書修正

道路台帳（鏡）の路線名の修正や実延長調書のアスタリスクの追加・削除、道路台帳調書の軽微な補正（修正）を行う。

(6) 道路現況表作成

道路現況表のうち、道路台帳調書の集計数値を用いて作成する帳票については、道路台帳管理システムで作成するため、作成した調書データ（xls 形式）を保守契約業者より提供する。

提供した調書データに、発注者が提供する他都市の道路統計数値及び直轄国道に関する数値、人口等を追加入力し、表紙、目次、用語解説等の体裁を整え、冊子としてとりまとめること。

(7) 道路台帳調書出力

道路台帳管理システムにより集計され、pdf 形式で出力された道路台帳調書データを保守契約業者より提供する。

受注者は、紙納品を指定している調書について、A4 サイズで紙出力すること。

(8) 図面・調書整理

道路台帳（鏡）及び実延長調書の pdf データについては、路線種別毎に付箋を設定すること。

その他、図面及び調書共に、本市の指示に従い納品物としての体裁を整えること。

5 認定路線図等点検

(1) 認定路線図点検

発注者が貸与する認定路線図点検指示書に基づき、「京都市道路情報等提供システム」で公開されている認定路線図が告示内容どおりに反映されているか点検すること。

令和7年度の法手続きで新規認定、廃止（全線廃止、一部廃止）、ルート変更を伴う区域変更等を行った路線が点検の対象となる。

(2) 認定路線調書データ点検

認定路線調書とは、認定路線に関する様々な経緯の決定事項を入力表示した調書であり、京都市公共物 GIS 上で本市職員が道路法手続きを行う度に更新している。

発注者が提供する「京都市公共物GIS」から出力した認定路線調書の入力データ（csv 形式）について、令和7年度の道路法手続きに伴う告示履歴等の決定事項が正しく反映されているか、告示資料と照合し、点検する。なお、入力漏れや誤入力があれば、修正事項を発注者へ報告すること。

第4章 道路台帳平面図数値化（既成図数値化）

未数値化の道路台帳平面図に道路台帳補正箇所が含まれる場合や影響する場合には、以下のいずれかの手法により道路台帳平面図の新規数値化を実施する。

1 道路台帳平面図数値化（地図情報レベル500）

（1）既成図数値化

以下の作業工程により、既存の1/500道路台帳平面図スキャニングデータを用いて「道路台帳平面図数値化要領」等に基づき、既成図数値化法にて地図情報レベル500により数値化を実施する。

なお、数値化範囲については発注者の指示によるものとする。

- (a) 計画準備
- (b) 計測用基図作成
- (c) 計測
- (d) 数値編集
- (e) 数値地形図データファイル作成

（2）成果検定

地図情報レベル500にて数値化および補正した地形図データについては、公共測量に該当するため、第三者機関において成果検定を受けるものとする。

2 道路台帳平面図数値化（地図情報レベル1000）

（1）既成図標定点観測

京北地域の道路台帳平面図（1/1000）は、測量座標系に基づかない任意座標系にて作成されている（成果検定の対象外）。

そのため、TS又はGNSS測量機を用いて、道路台帳平面図（京北地域の市道路線図）と現地とが照合可能な箇所を観測し、その測量成果を用いて図面の標定を行い、公共測量座標系と関連付ける。

なお、観測する標定点の数は、数値化を実施する対象路線の道路部面積：1万m²あたり4点を標準とし、1面に対して最低でも3点以上設けるものとする。

また、座標付けが高精度に実施できるよう配点密度と観測ポイントに留意すること。

（2）既成図数値化

京北地域の道路台帳平面図（1/1000）の数値化は、「道路台帳平面図数値化要領」等を参考に道路台帳平面図図式規程に従い、既成図数値化法により地図情報レベル1000にて実施する。

数値化の対象範囲は、補正箇所を含む路線の起点から終点までを原則とする。

補正対象路線と交差する路線が同じ平面図上に記載されている場合は、その路線も含めて全ての地形地物を計測するものとする。また、大規模な経年変化箇所があれば、発注者へ報告すること。

第5章 成果品

1 提出成果

- (1) 道路台帳平面図 1 式
- (a) 製品仕様書 (PDF ファイル等)
 - (b) メタデータ (xml ファイル)
 - (c) 品質評価表 統括表
 - (d) 品質評価表 個別表
 - (e) 検定証明書及び同記録書
 - (f) 座標変換プログラムを利用した座標変換DM精度管理表
(測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル 記載例参照)
 - (g) 細部測量精度管理表 (「作業規程の準則 (付録 4 標準様式)」様式 第 1-22)
 - (h) 数値編集精度管理表 (「作業規程の準則 (付録 4 標準様式)」様式 第 1-22)
 - (i) 補測編集精度管理表 (「作業規程の準則 (付録 4 標準様式)」様式 第 1-22)
 - (j) 数値地形図データ作成精度管理表 (「作業規程の準則 (付録 4 標準様式)」様式 第 1-22)
 - (k) 数値地形図データファイル精度管理表
(「作業規程の準則 (付録 4 標準様式)」様式 第 1-22)
 - (l) 数値地形図データファイル (拡張DMデータファイル)
日本測地系及び世界測地系の 2 種類のデータ形式で提出すること。
 - (m) 数値地形図データファイル
(道路台道路情報等提供システム公開用、地図情報レベル 500、PDF)
 - (n) 数値地形図データファイル (拡張DMデータファイル) のインデックスファイル
 - (o) 数値地形図データファイル説明書
 - (p) 京都市の指定する形式のデータファイル (DWG、PDF)
 - (q) 地形図索引図
($S = 1/2,500$ 、本業務で検定した道路台帳平面図の図郭を着色した図面)
 - (r) 京都市道路台帳図郭割図 ($S = 1/60,000$ 、道路台帳平面図の数値化状況を示した図面)
- (2) 道路台帳平面図縮小版 (台帳附图) 各 1 部
- (a) 出力図 ($S = 1/1,000$ 、白焼き)
 - (b) 出力図 ($S = 1/1,000$ 、PDF)
 - (b) 京都市の指定する形式のデータファイル (PDF)
- (3) 調書
- (a) 京都市の指定する形式のデータファイル (PDF)
 - (b) 京都市が紙納品を指定する出力調書 (A4 サイズ、ファイル綴じ) 各 1 部
 - (c) 道路現況表 4 部

調 書 名	紙 納品	PDF 納品
(a) 法第28条に基づく調書		
① 道路台帳 補正(前)調書 (台帳差替え時に発生した資料ではなく前年度業務のPDFデータから出力。)	○	-
② 道路台帳 補正(後)調書	○	○
③ 道路台帳 実延長調書	-	○
④ 構造物調書 橋調書	-	○
⑤ 構造物調書 鉄道との交差調書	-	○
⑥ 構造物調書 トンネル調書	-	○
(b) 国土交通省道路施設現況調査要領に基づく調書		
⑦ 道路施設現況調書 道路現況(総括)台帳	-	○
⑧ 道路施設現況調書 道路現況(独立専用自歩道)台帳	-	○
⑨ 道路施設現況調書 道路現況(部分自歩道)台帳	-	○
⑩ 道路施設現況調書 橋梁現況台帳	-	○
⑪ 道路施設現況調書 トンネル現況台帳	-	○
⑫ 道路施設現況調書 踏切道現況台帳	-	○
(c) 総務省地方交付税算定基礎数値に基づく調書		
⑬ 地方交付税算定基礎資料	○	○
⑭ 道路及び橋梁数値の年間増減リスト	○	○
⑮ 地方譲与税及び府税交付金調書	-	○
(d) 統計数値用調書		
⑯ 道路現況調書	-	○
⑰ 道路現況表(別冊)	○	○
⑱ 台帳整備による道路橋梁費の測定単位の増加数値等に関する調書(附表3)	○	○
⑲ 増減数値確認調書(附表3集計表)	○	○
⑳ 道路増減調書	○	○
(e) その他管理用調書		
㉑ 実延長面積調書集計表	-	○
㉒ 部分自歩道調書	-	○

(4) 認定路線図	各1部
(a) 点検済指示書 (PDF)	
(b) 点検済指示書返却一覧 (EXCEL)	
(5) 認定路線調書	各1部
(a) 認定路線調書入力確認済データ (XLS)	
(6) 補正更新箇所表示図 (補正前、補正後が比較できる対比図面)	
(a) 出力図 (原則 $S=1/500$)	1部
(b) 本市の指定する形式のデータファイル (PDF)	
(7) その他本市の指定するもの	
(a) 補正路線調書一覧表 (京都市指定様式、A3、XLS及び紙)	1部
(b) 台帳補正指示書	一式
(c) 質問書・回答指示書	一式
(d) 橋梁・トンネル変更箇所一覧表 (台帳補正対象橋梁・トンネル) 次頁参照	1部
(e) 橋りょう台帳 (写真、位置図付) (京都市指定様式、B4、XLS及び厚紙)	3部

橋梁・トンネル変更箇所一覧表(台帳補正対象橋梁・トンネル)

[illegible]

道路台帳平面図数値化要領

京都市建設局土木管理部道路明示課

道路台帳平面図数値化要領

1 総則

1-1 目的

本道路台帳平面図数値化要領(以下「本要領」という)は、京都市が管理する道路台帳平面図の数値化整備を実施するにあたり、各種作業の作業方法等の要点を定めることにより、成果品の規格及び精度を統一することを目的とする。

1-2 他の規程等との関係

京都市公共測量作業規程において、特に定めがない場合には、本要領を優先するものとする。

なお、本要領に明記なき事項については、「京都市公共測量作業規程」(平成20年6月13日国地第180号)及び「拡張デジタルマッピング実装規約(案)改訂版(国土交通省国土地理院)」(平成17年3月)(以下「規約等」という)によるものとする。

2 道路台帳平面図数値化要領

2-1 作業全体構成要領

2-1-1 概要

規程等に基づき既成図の数値化法により、1/500道路台帳平面図及び1/1000道路台帳平面図(京北地域の市道路線図)を数値化するものである。

2-1-2 測定の基準

(1) 平面位置

平成14年度国土交通省告示第9号に規程する平面直角座標系の平面直角座標によるものとする。位置を表示する測量成果等には世界測地系によることを表示する。

(2) 高さ

測量法施行令(昭和24年政令第322号)第2条第2項に規程する日本水準原点を基準とした高さ(以下、「標高」という)により表示する。

2-1-3 道路台帳平面図の座標変換

道路台帳平面図の数値化整備を実施するに当たり、日本測地系に基づく京都市道路台帳平面図を世界測地系に基づく京都市道路台帳数値平面図に座標変換する。

座標変換区分は図郭四隅の座標及び方眼線の位置を修正する。

この時、「測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル(国土交通省国土地理院)」に準じて作業を行うものとする。

また、廃止以外の新規認定、区域変更、工事の道路台帳補正箇所については、該当箇所の街区構成点を京都市公共基準点より、世界測地系で座標取得し反映することにより補正箇所の精度を高めるものとする。

2-2 工程別要領

2-2-1 工程

数値化の工程別作業区分及び順序は、次のとおりである。

- ・計画準備
- ・計測用基図作成
- ・計測
- ・数値編集
- ・数値地形図データファイル作成
- ・原図作成
- ・成果等の整理

2-2-2 計画準備

- (1) 業務遂行に当たり業務を効率的に遂行するため、京都市との十分な協議のうえ、作業全般にわたる作業順序及び作業方法等を含む実施工程計画を立案・作成して、正確で迅速な作業ができるように準備する。
- (2) 作業に必要な諸資料のうち、京都市が直接貸与するものの他、京都市を通して貸与するもの等についてリストアップし、速やかに申し出るよう準備する。
また、作業（作業機関）で入手すべき諸資料については、作業計画に先立って入手し、細部作業計画に支障のないように努める。
- (3) 道路台帳補正箇所（新規認定、区域変更、工事）について、京都市公共基準点の配点等を確認し、現況街区構成点の座標取得が正確で迅速な作業ができるように準備する。
- (4) 数値化の精度は、使用する既成図の精度、計測機器の機械精度及び計測精度等によるが、特に、使用する既成図は最終成果の精度を大きく左右するため、良好な精度を有する既成図（道路台帳図原図）を使用することとする。
使用する計測機器は、機器の構造及び性能を熟知して、慎重に作業を行うこととする。

2-2-3 計測用基図作成

- (1) 京都市が貸与する道路台帳平面図のラスタデータを画像処理ソフトウェアを用い、機械座標値から平面直角座標値へアフェイン変換し、G E O T I F F形式の測定基図データを作成することとする。
変換係数は、計測した図郭四隅の機械座標値から最小二乗法により決定する。
図郭四隅の座標の残存誤差は、図上最大0.2mmとする。

2-2-4 計測

- (1) 計測は、スキャナ方式で既成図の原図及び計測用基図作成工程において補完されたG E O T I F F画像を使用して実施する。
- (2) 計測した台帳要素を含む地物データには、その種類を表すための分類コードを付与するものとする。
- (3) 分類コードは、本要領の特記分類コードを採用し、明記なき事項については、規定等によるものとする。

2-2-5 数値編集

- (1) 計測により数値化されたデータを編集装置のディスプレイ上に表示し、対話処理により、計測データの修正、属性の付与、ノイズの除去等を行い、整合の取れた編集済データを作成するものとする。
- (2) 道路台帳補正箇所については、現地取得した現況街区構成点の座標を優先し、数値編集をするものとする。
- (3) 点検は、プロッタ等により編集済データの点検用出力図を作成し、これを用いて点検校正を行った後、ディスプレイ上で編集済データの修正を行うものとする。

2-2-6 数値地形図データファイルの作成（拡張DMデータファイル形式）

- (1) 数値地形図データファイルの作成
DMデータファイルは、拡張DMデータファイル形式で編集済データの内容を確認し、所定の形式、構造に従って電子記録媒体に記録して作成する。
- (2) 説明書作成
説明書は、データの利用者が理解できるようにデータファイルの必要な事項について記述する。

2-2-7 出力図

出力図は、京都市指定の用紙でプロッタ等により作成する。

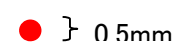
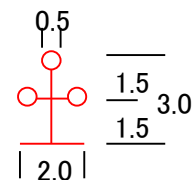
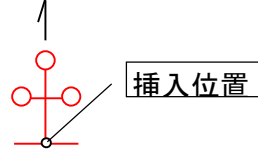
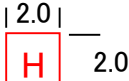
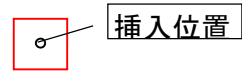
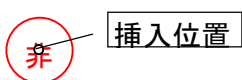
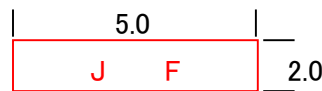
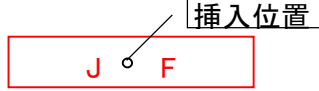
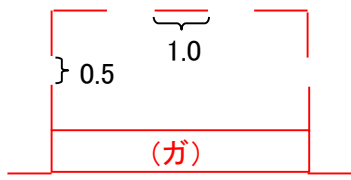
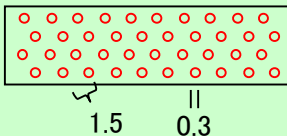
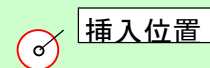
作成に当たっては、本要領の特記表現を採用し、明記なき事項については、規定等による表記に従い作成するものとする。

2-3 特記分類コード

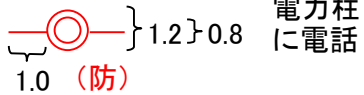
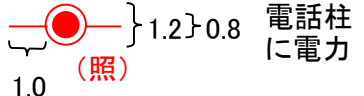
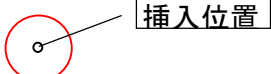
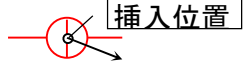
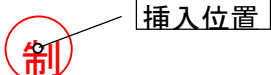
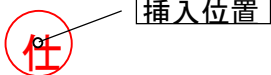
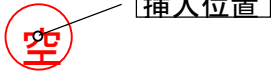
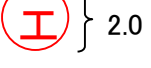
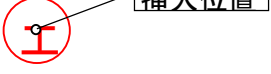
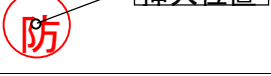
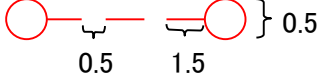
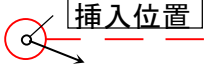
データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ					線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考		
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向						属性数値	
交通施設	道路施設	22	03	道路線(高架部)			99	方向	E6	有		6					
		22	04	木橋			99	方向	E6	有		3					
		22	05	木橋			99	方向	E6	有		6					
		22	10	地下横断構造物				線	E2			2	幅0.5m以上は真形幅にて表示する。 (内径の大きさにて表示する。) 既測図を参考にし、土被り高が現地にて測定できる場合は 図外に断面を表示する。				
		90	00	旗上げ線				線	E2			5					
		95	00	属性				注記	E7			5	字大2.0、幅1.5 空きなし、全角数値 例: BOX 0.6 × 1.00(幅 × 高さ) ϕ 0.30 └────────── スペース ─────────┘				
22	45	道路標識 指示		脚の位置の点情報と 標識の向きを取得 		方向	E6	有		3				409-A、409-Bのみ記入			

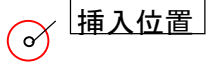
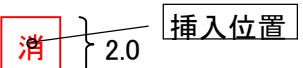
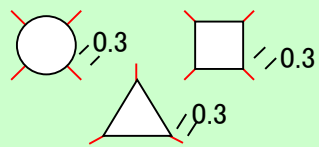
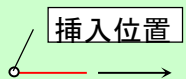
データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ					線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考	
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向						属性数値
		22	81	歩道上の車両の乗り入れ				線	E2			3	実線表示し、舗装区分(9612)を記入する			
		22	83	車両感知器				点	E5			3	独立柱のみ表示し、共架の場合は表示しない。			
		22	84	車止め				点	E5			4	真位置を表示する。			
	鉄道施設	24	29	警報機				方向	E6	有		3	脚の位置の点情報と警報機の向き(道路外側に直角)を取得			
	トンネル内施設	25	10	照明				点	E5			3				
		25	20	非常用設備				点	E5			3	非常電話や消火設備など。			
		25	30	ジェットファン				点	E5			3				
建物等	建物	30	05	その他の建物				線	E2			3	入り口等			地下ガレージ等
		30	05	その他の建物(補助線)			99	線	E2			3	外形			
		81	81					注記	E7			3	字大2.0、字隔1/4			
		34	03	たたき			99	点	E5			3				

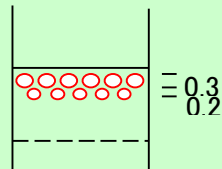
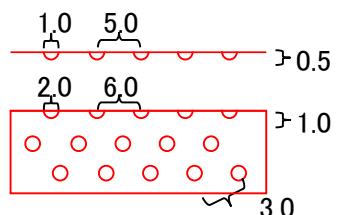
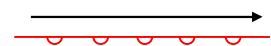
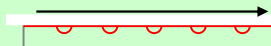
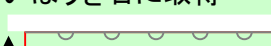
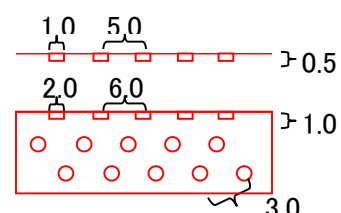
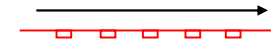
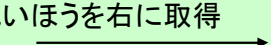
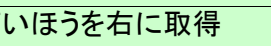
データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ						線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値					
小物体	公共施設	40	01	構造物		外周を取得		面・線	E1 E2			3	どのレイヤにも当てはまらない構造物。		○	
		41	17	共架柱 (電力柱・・・図形取得区分01) (電話柱・・・図形取得区分02)		電力柱に電話		方向	E6	有		3	電力柱・・・図形取得区分01 電話柱・・・図形取得区分02			
		81	81			電話柱に電力		注記	E7			4	字大2.0、字隔1/4 電柱に架設してある防犯灯は(防) 電柱に架設してある照明灯は(照)			
		41	18	柱(未分類)				点	E5			3				
		41	43	電柱(その他)				方向	E6	有		3				
		41	63	マンホール(制水弁)				点	E5			3				
		41	64	マンホール(仕切弁)				点	E5			3				
		41	65	マンホール(空気弁)				点	E5			3				
		41	66	マンホール(工業用水)				点	E5			3				
		41	67	マンホール(防火用)				点	E5			3				
		41	71	電柱(支柱)				線・点・方向	E2 E5 E6	有		3				
		41	72	電柱(支線柱)				線・点・方向	E2 E5 E6	有		3				

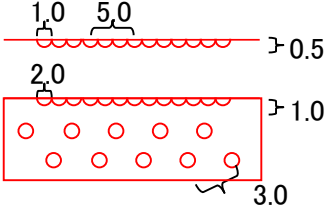
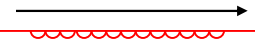
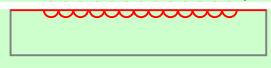
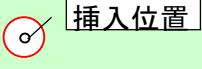
データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ						線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値					
その他の小物体		42	12	交通監視カメラ	 } 1.0			点	E5			3				
		81	81	(カメラ)	 (カメラ)			注記	E7			4	字大2.0、字隔1/4			
		42	13	広告塔	 } 1.0			点	E5			3				
		81	81	(広告塔)	 (広告塔)			注記	E7			4	字大2.0、字隔1/4			
		42	14	ラジオ	 } 1.0			点	E5			3				
		81	81	(ラジオ)	 (ラジオ)			注記	E7			4	字大2.0、字隔1/4			
		42	15	消火栓	 } 2.0			点	E5			3				
		42	35	高塔	ティック部 			方向	E6	有		3				

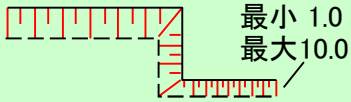
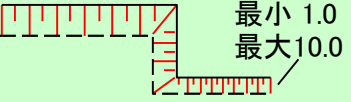
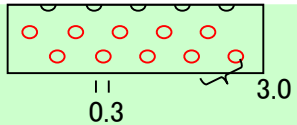
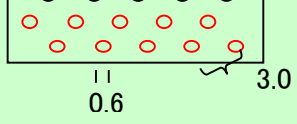
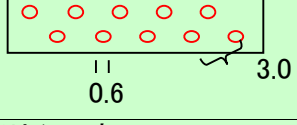
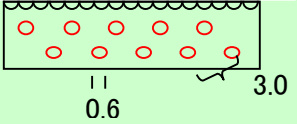
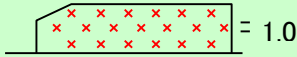
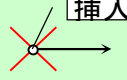
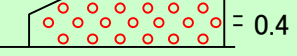
データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ					線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考	
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向						属性数値
水 部 等	水 部 に関する 構 造 物	52	26	滝	内部りん形点 	0.3mmの記号  挿入位置	98	記号	E5			3				
				0.2mmの記号  挿入位置	99											
		53	01	護岸コンクリート被覆		低いほうを右に取得 		線	E2			4	河岸、海岸等の斜面を保護するための堅ろうな工作物のうち、コンクリート製のものをいう。周縁を描き、上縁の線に半円を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。			
				低いほうを右に取得 	11											
				高いほうを右に取得 	12											
				 挿入位置	99	記号	E5			3						
		53	02	護岸ブロック被覆		低いほうを右に取得 		線	E2			4	河岸、海岸等の斜面を保護するためのブロック製の被覆をいう。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。周縁を描き、上縁の線に半円を配し、その内部に円点を表示する。射影幅があり、長いものは中間を省略することができる。			
				低いほうを右に取得 	11											
				高いほうを右に取得 	12											
					 挿入位置	99	記号	E5			3					

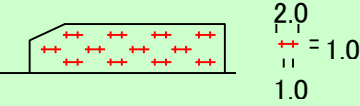
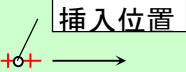
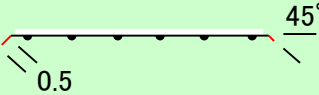
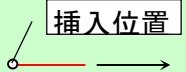
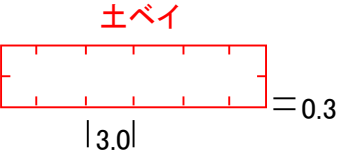
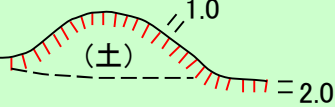
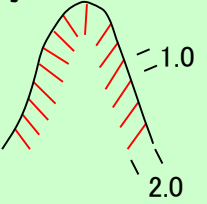
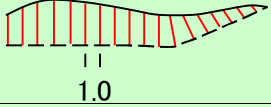
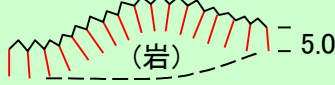
データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ					線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
		53	03	護岸石積被覆		低いほうを右に取得 						4			河岸、海岸等の斜面の保護するための石積みの被覆をいう。射影幅があり、長いものは中間点を省略することができる。
						低いほうを右に取得 	11	線	E2						
						高いほうを右に取得 	12								
							99	記号	E5			3			

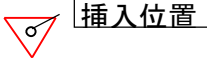
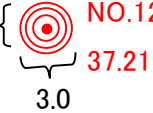
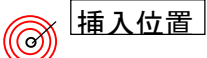
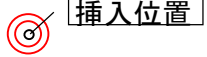
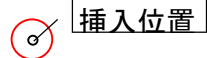
データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ					線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
土地利用	法面	61	01	人工斜面	補助記号 		99	線	E2			3			
		61	02	土堤	補助記号 		99	線	E2			3			
		61	10	被覆	内部りん形点 	 挿入位置	99	記号	E5			2			
		61	11	コンクリート被覆	内部りん形点 	 挿入位置	99	記号	E5			2			
		61	12	ブロック被覆	内部りん形点 	 挿入位置	99	記号	E5			2			
		61	13	石積被覆	内部りん形点 	 挿入位置	99	記号	E5			2			
		61	21	法面保護(網)	内部りん形点 	 挿入位置	99	方向	E6	有		2			
		61	22	法面保護(モルタル)	内部りん形点 	 挿入位置	99	記号	E5			2			

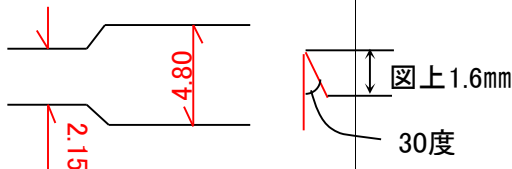
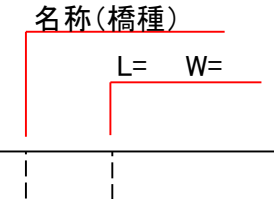
データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ					線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値				
等		61	23	法面保護(コンクリート柵)	内部りん形点 		99	方向	E6	有		2			
		61	32	防護柵(ガードレール)	ひ開部 		98	方向	E6	有		3			
	構 囲	61	40	土ベイ		外周を取得 内側を右に見て取得		面	E1	有		4	字大2.0	○	
		81	81					注記	E7			4			
	変形地	72	01	土がけ(崩土)	補助記号 		99	線	E2			2			
		72	02	雨裂	補助記号 		99	線	E2			2			
		72	03	急傾斜	補助記号 最小 1.0 		99	線	E2			2			
		72	11	岩がけ	補助記号 		99	線	E2			2			

データ取得基準案

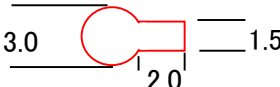
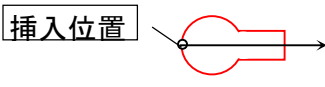
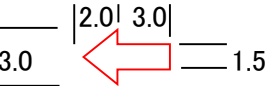
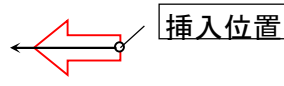
大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ						線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値					
地形等	基準点	73	21	公共基準点(1級基準点)				点	E5			4	公共測量による1級基準点測量および2級基準点測量により設置された基準点をいう。標石の亡失したものは表示しない。 字大2.0、字隔1/4、半角			高さの成果がない点は高さの記入不要
								注記	E7			4				
		73	22	公共基準点(2級基準点)				点	E5			4	公共測量による1級基準点測量および2級基準点測量により設置された基準点をいう。標石の亡失したものは表示しない。 字大2.0、字隔1/4、半角			高さの成果がない点は高さの記入不要
								注記	E7			4				
		73	23	公共基準点(3級基準点)				点	E5			4	公共測量によって設置された多角点を、特別に区別して扱う場合に「多角点等」に準じて用いる。 字大2.0、字隔1/4、半角			高さの成果がない点は高さの記入不要
								注記	E7			4				
		73	24	公共基準点(4級基準点)				点	E5			3	公共測量によって設置された多角点を、特別に区別して扱う場合に「多角点等」に準じて用いる。 字大2.0、字隔1/4、半角			高さの成果がない点は高さの記入不要
								注記	E7			3				

データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ						線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値					
	幅員	96	01	寸法線			線	E2			2	実線で表示する。角度は基本30度、長さは図上1.6mmで表現する。				
		96	02				注記	E7			3	字大1.8、字隔1/4、空きなし				
	舗装区分	96	11	舗装区分線			線	E2			5	カラー舗装の区別は不要。 取り付け道路も舗装種別表示する。 舗装の変化地点は変化ごとに破線にて表示する。 インターロッキング、ブロック舗装はBに含む。 また認定外も記入する。 破線は図上2.0mm、線と線の間を図上1.0mmで取得する。				
				コンクリート												C(文字高2.0)
				高級アスファルト												A(文字高2.0)
				簡易アスファルト												S(文字高2.0)
		96	12	未舗装	G(文字高2.0)											
				コンクリート平板ブロック	B(文字高2.0)											
	カラータイル			T(文字高2.0)												
				カラー舗装	H(文字高2.0)	注記	E7			5	文字は原則として2.0mmとする。ただし、表示が困難な場合は、適宜小さくし1.0mmまでとする。					
石タタミ(含むレンガ)				E(文字高2.0)												
側溝幅員	96	13	現場打ち	K(文字高2.0)	隅切りも同様		線	E2			2					
		U型溝	U(文字高2.0)													
	96	14	L型溝	L(文字高2.0)		注記	E7			3	文字は原則として1.8mmとする。ただし、表示が困難な場合は、適宜小さくし1.0mmまでとする。					
		素掘り	S(文字高2.0)													
旗上げ線	96	21	旗上げ線				線	E2			5	橋梁、トンネル、踏み切り等				

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ						線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値					
台帳項目	属性	96	22	属性				注記	E7			5	字大2.0、幅1.5 空きなし、全角数値			
	防護柵種別	96	23	ガードレール ガードケーブル (ガードロープ) ガードフェンス ガードパイプ ボックスビーム オートガード 駒止め				注記	E7		5	E2で取得するデータについては作業規定に準じた分類コードとする。9623はあくまで対象物の説明注記とする。歩行者の横断制御のための防護柵は(GF)にて表示する。駒止めは始終点にティックを入れる。字大1.5、字間1/4 ティック長は図上1.0mmとする。				
	歩道の分類	96	30	歩道 歩道＋自転車道 自転車歩行者道 歩道等(分離)	(歩) (自＋歩) (自歩) (分離)			注記	E7			5	文字は原則として2.0mmとする。ただし、表示が困難な場合は、適宜小さくし1.0mmまでとする。			
	区間	96	31	区割線				線	E2			5	実線で表示する。			
		96	32	区割番号				注記	E7			5	字大2.0、字隔1/4			
	道路敷	96	33	道路敷線				線	E2			5	実線で表示する。			

データ取得基準案

大分類	分類	図式分類コード		名 称	図 式	データタイプ						線号	適用	端点一致	起終点一致	備 考									
		レイヤ	データ項目			取得方法	図形区分	データ	レコード	方向	属性数値														
	起終点	96	41	起点				方向	E6	有		5													
		96	42	終点				方向	E6	有		5													
	道路諸元	96	50	曲線半径	R=23 i=8.0%			注記	E7			5	字大2.5、字隔1/4、全角数字、空きなし												
				縦断勾配数値																					
	路線	96	60	路線番号	大原緯25－1 (2674568)			注記	E7			5	字大3.5、字隔1/4、半角												
	未共用路線	21	11	未共用路線				線	E2			6	実線で表示する。												
		81	27	未共用路線名	大原緯25－1 (2674568)			注記	E7			5	字大3.5、字隔1/4												
		96	61	未共用路線番号				注記	E7			5	字大3.5、字隔1/4、半角												
	横断方向	90	01	横断方向				線	E2			5	実線で表示する。												
		95	01	横断番号				注記	E7			5	字大2.0、字隔1/4、半角												
	補正事項欄	96	65	補正事項	<table><tr><th colspan="2">補 正 事 項</th></tr><tr><th>年 月</th><th>内 容</th></tr><tr><td>S. 63 3</td><td>工事(室町通(2))</td></tr><tr><td>H. 1. 3</td><td>区域変更(烏丸通(2)南第四緯15号線)</td></tr><tr><td>H. 1. 3</td><td>全線廃止(南第四経</td></tr></table>  30行まで	補 正 事 項		年 月	内 容	S. 63 3	工事(室町通(2))	H. 1. 3	区域変更(烏丸通(2)南第四緯15号線)	H. 1. 3	全線廃止(南第四経			線	E2			5	欄は30行まで。		
補 正 事 項																									
年 月	内 容																								
S. 63 3	工事(室町通(2))																								
H. 1. 3	区域変更(烏丸通(2)南第四緯15号線)																								
H. 1. 3	全線廃止(南第四経																								
							注記	E7			5	字大3.5(CAD上1.75)、字隔1/4、半角 国道名称は「国道367号」とし「一般国道367号」にしない。 主要地方道は、主要府道とする。 工項目の順位は以下のようにする。 新規認定 全線廃止 一部廃止 区域変更 工事 同一項目では路線番号の小さい順に上から並べる。 廃止は「全線廃止」「部分廃止」と明記する。 路線名は1欄におさめる。 同一字、号線は省略するが経緯は省略しない。													

電子計算機による事務処理等
(入力等) の委託契約に係る
共通仕様書

京都市建設局土木管理部道路明示課

電子計算機による事務処理等（入力等）の 委託契約に係る共通仕様書

（総則）

- 第1条** この電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機による事務処理等（入力等）の業務委託において、情報セキュリティの確保など委託業務の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。
- 2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

（履行計画）

- 第2条** 受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあつては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、京都市（以下「甲」という。）が委託業務の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

（秘密の保持）

- 第3条** 乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

（目的外使用の禁止）

- 第4条** 乙は、次に掲げるものを委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。
- (1) 契約目的物
 - (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
 - (3) 委託業務の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

（複写、複製及び第三者提供の禁止）

- 第5条** 乙は、契約目的物、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（作業責任者等の届出）

第6条 乙は、委託業務に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。

3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- 第 10 条** 乙は、個別仕様書その他の委託業務の履行に必要な書類（以下「ドキュメント」という。）、プログラム及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、委託業務の履行に当たって使用する電子計算機室、入力機器室、データ保管室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 乙は、前項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 4 乙は、第 2 項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
- (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 5 乙は、甲から委託業務において利用するデータ等の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 6 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 7 乙は、委託業務の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないように必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる業務に係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 8 乙は、乙の電子計算機室等からドキュメント、プログラム及びデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 乙は、乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 10 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 11 甲は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。

- 12 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（データ等の廃棄）

第 11 条 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、ドキュメント、プログラム及びデータを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により、ドキュメント、プログラム及びデータの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

（監督）

第 12 条 乙は、ドキュメント、プログラム及びデータの管理状況並びに委託業務の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及び委託業務の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

（事故の発生の通知）

第 13 条 乙は、当該契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

- 2 乙は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 3 甲は、契約目的物、ドキュメント、プログラム、データ等の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（支給品及び貸与品）

第 14 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定める

ところによる。

- 2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 4 乙は、委託業務が完了したとき、委託業務の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

（検査の立会い及び引渡し）

- 第 15 条** 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 2 甲は、契約書第 4 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、契約目的物を電子計算機による試行、試験等により検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲は、個別仕様書において検孔が指示されている業務において、検査の結果、契約書第 4 条第 1 項の検査に係る試行、試験等のための納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 乙は、契約書第 4 条第 1 項の規定による検査に合格したときは、直ちに、納品書を添えて、契約目的物を甲の指定する場所に納入するものとし、納入が完了したときをもって契約目的物の引渡しが完了したものとする。

（契約の解除）

- 第 16 条** 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めたときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。
- 2 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務において、納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 3 甲は、個別仕様書により検孔が指示されている業務のうち、契約目的物の引渡しを複数回行うよう指示されている業務において、いずれかの回の納入データに 0.5%以上の誤りがあるときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約を解除することができる。
 - 4 甲は、前 3 項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
 - 5 乙は、第 1 項から第 3 項までの規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の

補償を求めることはできない。

（損害賠償）

第 17 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

（契約不適合責任）

第 18 条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、委託業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第 15 条第 4 項の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内に甲から契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第 15 条第 4 項の規定による引渡しを受けた時点において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第 19 条 委託業務の履行に必要なとなる機器、ソフトウェア及びネットワークについては、乙が準備するものとする。ただし、甲がこれを貸与する場合は、この限りでない。

箇所図

市街地(甲) 都市近郊 森林

